

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 栃木県ZEH導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業実施要綱（令和5年4月1日付け気対第28号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、相手方、対象事業の要件、対象経費及び補助額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の相手方	補助対象事業の要件	補助対象経費及び補助額
ZEH導入支援事業補助金	新築住宅に外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えようとする個人を支援し、もって一般家庭におけるエネルギーの使用の量の削減を図る。	実施要綱第3条に定める者	実施要綱第4条に定める要件に適合するもの	実施要綱第5条に定める経費及び補助額

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、本事業の対象となる住宅の基礎工事が完了されるまでに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 別表第1に掲げる住宅の性能証明書の写し
- (4) 申請直近時点での現場写真（補助金交付申請日前から1週間以内に撮影されたものに限る。）
- (5) 建築基準法に基づく確認済証の写し
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 県税に滞納がないことの証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 市町が発行する個人県民税の納税証明書（栃木県内市町に納税義務を有しない者を除き、補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたものに限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 国ZEH事業を併用する場合において、同事業に係る交付決定通知の交付を受けた者は、前項第3号及び第5号に掲げる書類に代えて、国ZEH事業に係る交付決定通知書を提出することができる。

3 前項の場合において、第1項に掲げる申請書類の提出日までに、国ZEH事業に係る交付決定通知を受領することができない者は、同事業への申請書をもって国ZEH事業に係る交付決定通知に代えることができる。この場合において、国ZEH事業に係る交付決定通知の交付を受けた者は、速やかにその写しを提出しなければならない。

4 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。

- 5 補助金交付申請については、新築住宅1戸の建築につき1回限りとする。
- 6 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(交付の決定及び条件)

第4条 知事は、前条第1項及び第2項の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の要件に適合すると認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 規則第6条第2項の規定に基づき、補助金の交付の目的を達成するため附する必要な条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実施要綱第4条に定める要件に適合するものであること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

3 知事は、第1項に規定する交付の決定をしたときは、補助事業者に対し交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 知事は、第1項に規定する書類の審査及び現地調査等により、補助金交付の要件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対し不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業の着手)

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付の決定後、事業（基礎工事の完了までの工事を除く。）に着手しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 建築基準法に定める検査済証の写し
- (3) 補助事業者が住宅の所在地に居住していることを示す住民票（発行日から3か月以内のものに限る。）
- (4) 住宅全景及び太陽光発電設備の写真
- (5) 補助対象設備に係る出荷証明書の写し
- (6) 補助対象設備の仕様を確認できる資料
- (7) 補助対象設備の設置状況を確認できる写真
- (8) 住居の引渡証明書の写し
- (9) 別表第1に掲げる住宅の性能評価書のうち、建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書並びに適合証明申請書を住宅の性能証明書として用いる場合、当該証明書
- (10) その他知事が必要と認める書類

2 国ZEH事業に係る交付額確定通知の交付を受けた者は、前項第5号、第6号、第7号及び第9号に掲げる書類に代えて、国ZEH事業に係る交付額確定通知書を提出することができる。

3 第1項に掲げる書類の提出期限は、補助対象事業が完了した日（第1項各号及び第2項に規定する

書類を提出できるようになったと知事が認める日をいう。) から起算して 30 日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定により提出された書類の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知(様式第 6 号)するものとする。

2 前項の工事完了検査は、原則として提出された書面により実施するものとし、必要に応じて現地調査により実施することができる。

(補助金の請求及び交付)

第 8 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第 7 号)により、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の補助金請求書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

3 知事は、第 1 項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

第 9 条 補助事業者は、第 5 条に規定する通知後、補助事業等の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)が生じる際は、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第 8 号)に交付申請書(様式第 1 号)を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により審査を行い、変更を承認する場合において、必要に応じ第 5 条の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 補助事業等の内容の変更のうち、軽微な変更は次の各号に掲げるものとし、変更が生じた際は内容がわかるものを実績報告の添付書類として知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所

(2) 国 Z E H 事業併用の有無

(3) その他知事が軽微と認めるもの

(補助対象事業の廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業を廃止又は中止しようとするときは、事業廃止(中止)承認申請書(様式第 9 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(手続代行者)

第 11 条 補助事業者は、第 3 条の規定による交付の申請、第 6 条の規定による実績報告、第 8 条の規定による補助金の請求、第 9 条の規定による事業変更承認申請及び第 10 条の規定による事業の廃止届出について、住宅を新築する者等(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、手続に誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（財産の管理）

- 第 12 条** 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第 10 号）により知事に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

- 第 13 条** 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の返還を請求することができる。
 - 4 補助事業者は、前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第 14 条** 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
 - (2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき
- 2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 15 条** 知事は、前条第 1 項の規定による取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

- 第 16 条** 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 (2024) 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

住宅の性能証明書	備考	提出時期
B E L S (建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針 (平成 28 年国土交通省告示第 489 号) に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」) 評価書	補助対象住宅である事を証明するものに限る。	第 3 条に定める交付申請時
設計住宅性能評価書	補助対象住宅である事を証明するものに限る。	第 3 条に定める交付申請時
建設住宅性能評価書	補助対象住宅である事を証明するものに限る。	第 6 条に定める実績報告時
長期優良住宅建築等計画認定通知書	令和 4 (2022) 年 10 月 1 日以降に認定申請したものに限る。	第 3 条に定める交付申請時
低炭素建築物新築等計画認定通知書	令和 4 (2022) 年 10 月 1 日以降に認定申請したものに限る。	第 3 条に定める交付申請時
性能向上計画認定通知書	令和 4 (2022) 年 10 月 1 日以降に認定申請したものに限る。	第 3 条に定める交付申請時
フラット 35 S 設計検査に関する通知書及び設計検査申請書	補助対象住宅である事を証明するものに限る。設計検査申請書は全ての面を提出すること。	第 3 条に定める交付申請時
フラット 35 S 適合証明書及び竣工現場検査申請書並びに適合証明申請書	補助対象住宅である事を証明するものに限る。竣工現場検査申請書及び適合証明申請書は全ての面を提出すること。	第 6 条に定める実績報告時

様式第 1 号（交付要領第 3 条関係）

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栃木県知事

様

(新居住地)
住 所
フリガナ
氏 名

年度において住宅の新築をするにあたり、当該住宅のゼロエネルギー化を実施したいので、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付要領に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要

申請者	氏名	
	連絡先住所 (仮住まい等の場合)	
	電話番号	
手続代行者	名称	
	所在地	
	実務担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 事業の概要

補助対象住宅 について	所在地の地番				
	Z E H の種別	☐ ZEH	☐ Nearly ZEH	☐ ZEH水準	☐ ZEH Oriented
	省エネ基準地域区分	☐ 2 地域	☐ 3 地域	☐ 4 地域	☐ 5 地域 ☐ 6 地域
	住宅の性能証明書	☐ BELS 評価書 ☐ その他 ()			
	再生可能エネルギー	☐ 太陽光発電 ☐ その他 ()			
	太陽光パネル設備				
着手予定日		年 月 日			
確認済証交付年月日		年 月 日			
添付写真撮影年月日		年 月 日			
事業完了予定日※1		年 月 日			
国の補助制度※2※3		☐ 併用しない		☐ 子育てグリーン住宅支援事業を併用する	
		☐ その他補助制度を併用する ()			
施工事業者 (手続代行者と同じ 場合省略可)	名称				
	所在地				
	担当者名				
	電話番号				

※1 実績報告に必要な全ての書類が提出できると見込まれる日付を記載してください。
※2 B E L S 評価書以外の住宅の性能証明書を取得する場合、具体的な証明書名を記入してください。
※3 国の補助制度を併用する場合は、「戸建住宅 Z E H 化等支援事業」「子育てグリーン住宅支援事業」等、併用する事業名を記入してください。

様式第2号（交付要領第3条関係）

誓約書

申請者及び手続代行者は、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業実施要綱第3条第1項第3号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

(宛先)

栃木県知事

様

住所

(ふり) (がな)
氏 名

生 年 月 日

様式第 3 号（交付要領第 4 条関係）

栃木県指令気対第 号

住所

氏名

年 月 日に交付申請のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「交付規則」という。）第 5 条の規定に基づき、次の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

栃木県知事

（交付の条件）

交付規則、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業実施要綱、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付要領、その他この補助金に係る関係通知の規定に従わなければなりません。

様式第 4 号（交付要領第 4 条関係）

栃木県指令気対第 号

住所
氏名

年 月 日に交付申請のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金については、下記のとおり不交付とします。
年 月 日

栃木県知事

記

不交付の理由

様式第 5 号（交付要領第 6 条関係）

実績報告書

年 月 日

栃木県知事 様

年 月 日付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた栃木県
ゼロエネルギー住宅導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 申請者の概要

申請者	氏名	
	連絡先住所	
	電話番号	
手続代行者	名称	
	所在地	
	実務担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 実績概要

補助対象住宅 について	所在地の地番					
	Z E H の種別	☐ ZEH	☐ Nearly ZEH	☐ ZEH水準	☐ ZEH Oriented	
	省エネ基準地域区分	☐ 2 地域	☐ 3 地域	☐ 4 地域	☐ 5 地域	☐ 6 地域
	住宅の性能証明書	☐ BELS 評価書		☐ その他 ()		
	再生可能エネルギー	☐ 太陽光発電		☐ その他 ()		
	太陽光パネル設備					
事業着手日		年 月 日				
確認済証交付年月日		年 月 日				
検査済証交付年月日		年 月 日				
住宅引渡年月日		年 月 日				
事業完了日		年 月 日				
国の補助制度		☐ 併用しない		☐ 併用する ()		
施工事業者 (手続代行者と同じ 場合省略可)	名称					
	所在地					
	担当者名					
	電話番号					

※BELS 評価書以外の住宅の性能証明書を取得する場合、具体的な証明書名を記入してください。

※国の補助制度を併用する場合は、「戸建住宅 Z E H 化等支援事業」「子育てグリーン住宅支援事業」等、併用する事業名を記入してください。

第 4 号 指令 第 4 号

年 月 日に実績報告のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金については、次のとおり交付額が確定したので、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「交付規則」という。）第16条の規定により通知します。

梼木県知事

2 交付の条件

交付規則、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業実施要綱、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付要領、栃木県指令気対第 号交付決定通知、その他この補助金に係る関係通知の規定に従わなければなりません。

様式第 7 号 (交付要領第 8 条関係)

補助金請求書

金 円

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で額の確定の通知があった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

(手続代行者)

※ 通帳の写しを添付してください。

(銀行名、支店名、種別、口座番号 (カナ) が確認できるもの)

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入してください。

・発行責任者

氏 名

連絡先

・担当者

氏 名

連絡先

様式第 8 号（交付要領第 9 条関係）

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事

様

住 所

氏 名

連絡先

（手続代行者）

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて届出書を提出します。

1 変更の内容

2 計画変更の理由

注）変更の内容については、交付申請書（様式第 1 号）に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

様式第 9 号（交付要領第 10 条関係）

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業廃止（中止）承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名
連絡先
(手続代行者)

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた栃木県ゼロエネルギー住宅
導入支援事業を次のとおり廃止又は中止したいので、承認されるよう申請します。

1 廃止又は中止の理由

対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
- 2 毀損（滅失）の時期
年 月 日
- 3 毀損（滅失）の原因
- 4 今後の方針（修繕、買換など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

☐ 有償譲渡 ☐ 無償譲渡 ☐ 交換 ☐ 有償貸付
☐ 無償貸付 ☐ 担保
☐ 廃棄 ☐ その他（具体的に ）

3 処分の時期（予定）

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。